

## 生産性向上特別措置法に係る御殿場市導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

御殿場市は、富士山の東麓に位置し、首都圏からほど近く、富士箱根伊豆交流圏の中心にある交通の要衝であり、人口 88,806 人（平成 30 年 4 月 30 日現在）、2025 年の推計人口は 2010 年対比で 100.3%（静岡県企画広報部が 2010 年の国勢調査の結果を踏まえたデータ推測）と静岡県内の市では唯一増加しており、昨今地方の人手不足が課題となっている中では、企業の雇用の面から見ても将来性豊かな街です。

本市は日本標準産業分類における大分類の業種についても偏りがなく、本計画で認定が一番多いと思われる製造業においても、特定の業種や大企業に依存することの無い産業構造が形成されております。

また、企業数（個人事業主も含む）3,474 社(者)の内、中小企業者数は 3,443 社で、市内の 99.1%は中小企業者となっており、本市の産業の存立と発展は中小企業者に支えられております。

しかしながら、少子高齢化、人口減少、経済活動の国際化及び需要の多様化といった経済的社会的環境の変化の中、様々な課題を抱えており、平成 30 年 6 月制定予定の「御殿場市中小企業振興基本条例」に基づき、中小企業者を支援し、更なる活性化を図る必要があります。

出典：文中「( )」以外は平成 26 年経済センサス

#### (2) 目標

当市には、製造業や物流・運輸業から設備投資の実施や新規工業用地取得の要望が多くあり、当計画についても、それらの業種からの申請が大半であると予測する。特に製造業については、人手不足等の理由により、1次製品メーカーからの要望に応えたくても応えられずにいる事業所が多いため、生産性向上を目的とした設備投資に対する支援を重視する。

そこで、当市の製造業事業所数が 297（平成 26 年経済センサス）であることから、当計画期間でその約 10%にあたる 30 事業者の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

当市の産業は、農林業、建設業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等の全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

当市の産業は、駅周辺、国道等主要道路沿い、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、御殿場市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

当市の産業は、農林業、建設業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって本計画において対象とする業種は、中小企業者（中小企業等経営強化法第2条第1項）の全業種とする。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により届出を要する店舗及び施設等を除くものとする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性の向上が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広く対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 御殿場市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を雇用しない者であって、同条第4号に規定する暴力団等でないものとする。
- ・ 各種の法令を遵守し、かつ、市税の滞納が無いものとする。
- ・ 環境保全に必要なかつ十分な措置を図ることが可能な中小企業者として、市長が認めたものとする。